

母子・父子家庭などの 支援制度

市では、母子・父子家庭などの皆さんを応援するため、さまざまな制度を用意しています。必要書類や要件、申請方法など、詳しくは、担当へお問い合わせください。

担当

子ども育成課

☎046(2552)7201
FAX 046(2555)5080

児童手当制度

出産や転入により、新たに受給資格が生じた方は、申請手続きをしてください。申請をしないと手当を受給することができませんのでご注意ください。

○対象 0歳～中学校修了前（15歳到達後最初の3月31日）の子どもを養育している方

○支給額 ▽3歳未満Ⅱ1万5千円▽3歳以上～小学校修了前Ⅱ1万円（第3子以降1万5千円）▽中学生Ⅱ1万円
※所得制限限度額以上の方は、子ども一人につき5千円を支給（特例給付）。

○支給時期 申請をした月の翌月分から支給（月末に出生などをした場合、その翌日から15日以内に申請で、出生などをした月の翌月分から支給）
※原則、2・6・10月にそれぞれの前月分まで手

児童扶養手当

ひとり親家庭へ児童扶養手当を支給します（所得制限有り）。

○対象 離婚や死亡、遺棄などによって父または母と生計を同じくしていない18歳未満の子どもを養育しているひとり親家庭など

特別児童扶養手当

障がい児を養育している方へ特別児童扶養手当を支給します（所得制限有り）。

自立支援 教育訓練給付金

就職に役立つ技能や資格取得のために講座を修了した方へ、「自立支援教育訓練給付金」を支給します。

高等職業訓練 促進給付金など

専門的な資格を取得するために1年以上養成機関で修業する方へ、3年を上限として「高等職業訓練促進給付金」および「高等職業訓練修了支援給付金」を支給します。

○対象 20歳未満の子どもを養育する市内在住の母子・父子家庭の親で、次の要件を全て満たす方

①児童扶養手当を受給するまたは同等の所得水準にあること②教育訓練を受けることが適職に就くために必要である③過去に自立支援教育訓練給付金を受給していない

○対象講座 雇用保険制度の教育訓練給付指定講座（介護職員初任者研修、医療事務、パソコン研修など）

○支給額 ▽一般教育訓練給付金の受給資格がない場合Ⅱ受講料の6割相当額（上限20万円、下限1万2000円）▽一般教育訓練給付金の受給資格がない場合の支給額から受講料の2割相当額（上限10万円）を差し引いた額

ひとり親家庭等 日常生活支援

母子・父子家庭や寡婦の方へ、一時的な病気などで家事や育児に困ったとき、家庭生活支援員を派遣します。

○対象 技能修得のための通学、就職活動、疾病、看護、冠婚葬祭などの理由で支援が必要な方

○内容 乳幼児の保育、食事の用意、掃除、買い物など

○期間 原則、同一世帯で1年度に10日以内

※利用世帯の区分により、一定費用負担があります。

家庭生活支援員を募集

支援をした方には手当を支給します。詳しくは、担当へお問い合わせください。

○対象 ホームヘルパー2級以上、保育士、幼稚園教諭、教員などの有資格者、ファミリーサポート事業の研修修了者

母子父子寡婦福祉 資金貸付（県事業）

母子・父子・寡婦家庭の子どもが安心して修学できるように、無利子で就学支度資金、修学資金などを貸し付けます。

貸付希望者は、担当へお問い合わせください（要電話予約）。※貸し付けには、2カ月ほどかかります。

○就学支度資金 小・中・高等（専修）学校、大学、短期大学、専門学校などの入学に必要な資金（4万6000円～58万円）

○修学資金 高等（専修）学校、大学、短期大学、専門学校へ修学するために必要な資金（月額1万8千円～5万4千円）

母子福祉白梅会

母子・寡婦家庭の集まりである「白梅会」では、情報交換や慰安会などを行っています。入会希望者は、担当へお問い合わせください。

○会費 年額800円

「火の用心」ことばを形に

12月25日～31日は
「歳末火災特別警戒」
消防管理課
☎046(2556)2211
FAX 046(2556)2215

担当

消防管理課

市消防本部では、地元消防団や立野台地区女性消防隊の協力の下、12月25日（月）～31日（日）に「歳末火災特別警戒」を実施します。

年末は、季節柄「火」を使用する機会が増え、火災が発生しやすくなります。期間中は、消防車が市内を巡回して広報を実施します。また、消火栓や防火水槽などの消防水利の状況や、狭い道路での駐車状況などを調査し、消防活動上支障となる車両の撤去指導などを行いますので、ご協力をお願いします。市民の皆さんが明るい新年を迎えるために、いま一度「火」に対する意識を見直してください。

住宅防火

「いのちを守る
7つのポイント」

「3つの習慣」

- 寝たばこは、絶対やめる。
- ストーブは、燃えやすい



「4つの対策」

- 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- 寝具、衣類およびカーテンからの火災を防ぐために、防炎品を使用する。
- 火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器などを設置する。
- 高齢者や障がいのある方を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

市優良工事表彰

担当 契約検査課

☎046(2552)7071
FAX 046(2555)3550

市では、市事業請負業者の技術向上および工事品質向上などを目的として、他の模範となる優良な工事を実施した請負業者を表彰しています。

このたび、「平成28年度橋りょう長寿命化修繕工事」の施工管理において有効な

物から離れた位置で使用する。

●ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

●逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。

●寝具、衣類およびカーテンからの火災を防ぐために、防炎品を使用する。

●火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器などを設置する。

●高齢者や障がいのある方を守るために、隣近所の協力体制をつくる。